

いたばしエコポイント事業実施要綱

令和8年7月16日区長決定

（目的）

第1条 この要綱は、区民の環境配慮行動及び省エネルギー機器等の導入を促進し、ゼロカーボンいたばしの実現に資するため、ポイントを付与する事業（以下、「いたばしエコポイント事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「ポイント」とは、区が指定するデジタル地域通貨いたばしPayの行政ポイントをいう。

（実施事業）

第3条 区長は、「いたばしエコポイント事業」として、次に掲げる事業を実施する。

- （1） いたPayエコポイント事業
- （2） 省エネ・再エネ機器等導入ポイント事業

（対象者）

第4条 ポイント付与の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 区内在住者及びその他区長が必要と認める者とする。
- （2） 東京都暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

（ポイントの付与）

第5条 区長は、別に定める実施細目に基づき、ポイントを付与するものとする。

（付与の取消し）

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ポイント付与決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段によりポイント付与を受けたとき。
- （2） この要綱又は実施細目の規定に違反したとき。
- （3） その他区長が不適當と認めたとき。

(ポイントの返還)

第7条 区長は、前条の規定により取消しを行った場合は、既に付与したポイント相当額の返還を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 区長は、本事業の実施に当たり取得した個人情報について、適正に管理し、本事業の目的以外には使用しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は令和8年10月1日から施行する。
- 2 いたばし環境アクションポイント事業実施要綱（令和3年4月9日決定）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に、いたばし環境アクションポイント事業実施要綱に基づき交付した区内共通商品券等の返還については、なお従前の例による。